

41. 100. 04

**「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする」
ことができない蓋然性が高い商標登録出願について**

商標審査基準 第1 二 2.

(2) 指定役務が、例えば、次のような場合には、商標を使用できない蓋然性が高いものとして、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する旨の拒絶理由の通知を行い、出願人が指定役務を行うか確認する。

(例)

指定役務に係る業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている場合であって、願書に記載された出願人の名称等から、出願人が、指定役務に係る業務を行い得る法人であること、又は、個人として当該国家資格等を有していることのいずれの確認もできない場合。

1. 「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする」ことができない蓋然性が高い商標登録出願の審査について

例えば、以下の例のような役務については、業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている。

したがって、これらの役務を指定する出願がされた場合には、国家資格を有する者の名簿や出願人の名称等から、出願人が以下(1)又は(2)のいずれかに該当するか否かを確認する。

出願人による提出書類の記載及び職権調査の結果をふまえても、出願人が(1)又は(2)のいずれかに該当すると確認できない場合は、出願人が当該役務について商標を使用できない蓋然性が高いものとして、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する旨の拒絶理由の通知を行う。

出願人による提出書類の記載等により、出願人が以下(1)又は(2)のいずれかに該当することが確認できた場合には、当該拒絶理由は通知しないものとする。

- (1) 個人として当該国家資格等を有していること
- (2) 指定役務に係る業務を行い得る法人であること

なお、以下の例のような役務を、例えば、「その役務に関する情報の提供」、「その役務に関する助言」に補正することは要旨の変更であることに留意する。(例えば、「医業」を「医業に関する情報の提供」と補正した場合。)

〈例〉

① 役務「訴訟事件その他に関する法律事務」（弁護士法第72条）

(ア) 弁護士であることの確認

日本弁護士連合会HP：弁護士検索
(<https://www.bengoshikai.jp/>)

(イ) 弁護士法人であることの確認

名称に「弁護士法人」の文字を使用していると認められること。

(ウ) 個別の法律の定めにより業務を行うことができる者であることの確認

・ 弁理士又は弁理士法人であることの確認（弁理士法第6条）

弁理士の確認については、③(ア)を確認。

・ その他、提出書類の記載等により、出願人が指定役務に係る業務を行い得る事実を確認¹。

弁護士法第72条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

② 役務「登記又は供託に関する手続の代理」（司法書士法第73条）

(ア) 司法書士であることの確認

日本司法書士会連合会HP：司法書士検索
(<https://www.shiho-shoshi.or.jp/other/doui/>)

(イ) 司法書士法人であることの確認

名称に「司法書士法人」の文字を使用していると認められること。

(ウ) 弁護士又は弁護士法人であることの確認

弁護士の確認については、①(ア)を確認。

司法書士法第73条

司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

③ 役務「工業所有権に関する手続の代理」（弁理士法第75条）

(ア) 弁理士であることの確認

日本弁理士会HP：弁理士ナビ
(<http://www.benrishi-navi.com/>)

(イ) 弁理士法人であることの確認

名称に「弁理士法人」の文字を使用していると認められること。

(ウ) 弁護士又は弁護士法人であることの確認

¹ 提出書類の記載等により、例えば、法務大臣の認定を受けて簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士及び当該司法書士が社員にいる司法書士法人であることが確認できた場合には、商第3条第1項柱書を適用しない。

弁護士の確認については、①(ア)を確認。

弁理士法第75条

弁理士又は弁理士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録の作成を業とすることができない。

④役務「財務書類の監査又は証明」（公認会計士法第47条の2）

(ア)公認会計士であることの確認

日本公認会計士協会HP：公認会計士等検索
(https://www.jicpa.or.jp/cpa_search/)

(イ)監査法人であることの確認

名称に「監査法人」の文字を使用していると認められること。

公認会計士法第47条の2

公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。

⑤役務「税務相談」及び「税務代理」（税理士法第52条）

(ア)税理士であることの確認

日本税理士連合会HP：税理士情報検索サイト
(<https://www.zeirishikensaku.jp/>)

(イ)税理士法人であることの確認

名称に「税理士法人」の文字を使用していると認められること。

(ウ)弁護士、弁護士法人又は公認会計士であることの確認

弁護士の確認については、①(ア)を確認。

公認会計士の確認については、④(ア)を確認。

税理士法第52条

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

⑥役務「医業」（医師法第17条等）

(ア)医師であることの確認

厚生労働省HP：医師等資格確認検索
(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)

(イ)医療法人であることの確認

名称に「医療法人」の文字を使用していると認められること²。

(ウ)地方公共団体であることの確認

² 「医療法人」とは、「医療法人社団」や「財団医療法人」など、法人格を表す名称中に「医療法人」の文字を含むものを指す。以下、⑦⑧に同じ。

- (エ) 病院等の開設の許可³を受けていることの確認
提出書類の記載等により、「病院」「診療所」等を開設している事実又は開設の許可を受けている事実が認められること⁴。

医師法第17条

医師でなければ、医業をなしてはならない。

⑦ 役務「歯科医業」（歯科医師法第17条等）

- (ア) 歯科医師であることの確認
厚生労働省HP：医師等資格確認検索
(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)
(イ) 医療法人であることの確認
名称に「医療法人」の文字を使用していると認められること。
(ウ) 地方公共団体であることの確認
(エ) 病院等の開設の許可を受けていることの確認
提出書類の記載等により、「病院」「診療所」等を開設している事実又は開設の許可を受けている事実が認められること。

歯科医師法第17条

歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

⑧ 役務「調剤」（薬剤師法第19条等）

- (ア) 薬剤師、医師又は歯科医師であることの確認
厚生労働省HP：薬剤師資格確認検索
(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_iyaku/top.jsp)
医師又は歯科医師の確認については、⑥(ア)又は⑦(ア)を確認。
(イ) 医療法人であることの確認
名称に「医療法人」の文字を使用していると認められること。
(ウ) 地方公共団体であることの確認
(エ) 病院等の開設の許可を受けていることの確認
提出書類の記載等により、「病院」「診療所」等を開設している事実又は開設の許可を受けている事実が認められること。
(オ) 薬局の開設の許可⁵を受けていることの確認
提出書類の記載等により、薬局を開設している事実又は薬局の開設の許可を受けている事実が認められること。

薬剤師法第19条

薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方箋により自ら調剤するとき、又は獣医師が

³ 医療法第7条第1項

⁴ 提出書類の記載等により、例えば、「公益法人」、「学校法人」、「株式会社」が病院等を開設している事実が確認できた場合には、役務「医業」、「歯科医業」又は「調剤」のいずれについても商第3条第1項柱書を適用しない。以下、⑦⑧に同じ。

⁵ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項

自己の処方箋により自ら調剤するときは、この限りでない。（略）

2. 同一出願人による「業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている役務について当該資格等を有していること等の証明書類」の提出の省略について

同一出願人が先にした他の出願において、「業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている役務について当該資格等を有していること等の証明書類」を提出している場合、その出願番号と書類名等を意見書に記載することにより、当該指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類の提出を省略することができる。

この場合、審査官は、当該先の出願において提出された書類によって、出願人が業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている役務について当該資格等を有していることの確認を行う。

また、後に出願する商標登録願において、出願当初からその旨を記載してきたときも同様とする。なお、その旨の願書への記載は、例えば、以下のとおりとする。

(例) (商標登録願の記載例)

以下のとおり、願書中に「【その他】」欄を設けて、「業務を行うために法令に定める国家資格等を有することの証明書類」の文字及びそれが提出された「出願番号」と「書類名及びその提出日」を記載する。

<p>【その他】業務を行うために法令に定める国家資格等を有することの証明書類 商願2020-○○○○○○○ 意見書(2020年○○月○○日提出)</p>
--